

- ※ 保険証について
- ひかり健康組合より扶養削除通知が届いた方は、対象者の保険証をご返却いただきます。
- ※ 今回、更新対象でない方
- ・平成21年6月1日以降に、認定を受けた被扶養者
 - ・平成 3年4月1日以降に生まれた被扶養者

健康保険法施行規則第 50 条

1 社会保険事務所長等または健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認または更新をすることができる。

厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号

1 被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から、毎年実施すること。

厚生労働省保険局保険課長通知保発第 1029005 号

1 被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること。

■けんこう通信

ご家庭のパソコンへ、保健事業に関するお便りを配信しております。

ご希望の方は、登録のためメールアドレスを添えて、info@hikarikenpo.or.jp (当組合宛) までお気軽にメールください。

■こころとからだの健康相談

健康に関わるお悩みのときは、「こころとからだの健康相談」フリーダイヤル 0120-835-839 を安心してご利用ください。

■ひかり健康保険組合に、ご意見のある方は、info@hikarikenpo.or.jp まで、お寄せください。

ひかり健康保険組合

〒171-0022

東京都豊島区南池袋 1 丁目 16 番 15 号 光センタービル 2F

t e l : 03-5951-7422 f a x : 03-5951-9663

